

日本コーチング学会役員選出規程

平成 27 年 3 月 8 日制定

第1条 会則第 4 章 13 条にもとづく理事候補者選出の円滑な遂行のために本規程を定める。

【第 1 章 役員構成】

第 2 条 本会に以下の役員を置く

- 1 会長 1 名（日本体育学会体育方法専門領域代表へ推薦する）
- 2 副会長 2 名
- 3 理事長 1 名
- 4 理事 25 名（当分の間、女性比率が総数のうち 10%を下回らないよう配慮する）
- 5 監事 2 名
- 6 幹事 若干名

【第 2 章 役員選出方法】

第 3 条 会長は、選挙管理委員会(以下、委員会と称する)を構成する。委員会委員長は委員の互選によって選出する。

第 4 条 委員会委員長は委員会を代表してその運営および業務の責を負う。委員は委員会がになう事務の処理をおこなう。

第 5 条 投票は、当日消印を含めて締め切り期日までに到着したものを有効とする。

第 6 条 選挙権は投票実施 3 ヶ月前までに、会則第 6 条 2 項の手続きを終えた本学会正会員に所属している会員に付与される。

第 7 条 被選挙権は前年度までに会則第 6 条 2 項の手続きを終えた本学会正会員であり、本投票締め切り日において引き続き正会員である者に付与される。

第 8 条 理事は、正会員全員による 5 名連記の投票により、得票総数の多いものから順に 20 名を選出する。就任辞退者が出た場合には選挙結果に基づいて次点者を順次補充する。

第 9 条 理事長は、選挙によって選ばれた 20 名の理事の互選によって選出する。

第 10 条 会長は、理事の互選により選出する。

第 11 条 副会長は、理事の中から会長が指名する。

第 12 条 会長、副会長に指名された理事の欠員は、選挙結果に基づく次点者を順次補充する。

第 13 条 会長は、上記 20 名の理事以外に理事 5 名を委嘱し、28 名の理事会を構成する。

第 14 条 監事は会長が委嘱する。

第 15 条 幹事は理事長が委嘱する。

第 16 条 選出された理事候補者は、理事会の審議を経て正式に理事として就任する。

第 17 条 本規程の改正は会則第 17 条にしたがっておこなう。

付則 本規程は平成 27 年 3 月 8 日より施行する。